

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（期間の計算方の見直しに伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p><u>(期間の計算方)</u></p> <p>第7条 <u>日をもって期間の計算をする場合は、その初日及び末日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第8条 旅客規則第4条第1項、同条第2項第2号、第5条、第10条及び第11条の規定は、この編に準用する。</p> <p>(注1) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p style="padding-left: 2em;">第4条 運賃・料金前払の原則</p> <p style="padding-left: 2em;">第5条 契約の成立時期及び適用規定</p> <p style="padding-left: 2em;">第10条 乗車券類等に対する証明</p> <p style="padding-left: 2em;">第11条 旅客等の提出する書類</p> <p>(注2) 旅客規則第4条第2項第1号及び同第9章第1節に規定するギフトカードの取扱いは、旅客会社線の駅において旅客会社線発となる乗車券類への引換え及び乗車変更等の取扱いを行う場合に限って、連絡運輸に適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第7条 <u>削除</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第8条 旅客規則第4条第1項、同条第2項第2号、第5条、<u>第9条</u>、第10条及び第11条の規定は、この編に準用する。</p> <p>(注1) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p style="padding-left: 2em;">第4条 運賃・料金前払の原則</p> <p style="padding-left: 2em;">第5条 契約の成立時期及び適用規定</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第9条 期間の計算方</u></p> <p style="padding-left: 2em;">第10条 乗車券類等に対する証明</p> <p style="padding-left: 2em;">第11条 旅客等の提出する書類</p> <p>(注2) 旅客規則第4条第2項第1号及び同第9章第1節に規定するギフトカードの取扱いは、旅客会社線の駅において旅客会社線発となる乗車券類への引換え及び乗車変更等の取扱いを行う場合に限って、連絡運輸に適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成29年3月4日乗車となるものから適用する。